

SOLAS 条約 (第 - 1 章 構造 (構造、区画及び復原性並びに機関及び電気設備))

第 3 規則の 4 非常時曳航設備及び手順書

2 船舶の非常時曳航手順書

2.1 この段落は、以下の船舶に適用する。

- .1 全ての旅客船： 2010 年 1 月 1 日以降
- .2 貨物船： 2010 年 1 月 1 日以降に建造されるもの
- .3 貨物船： 2010 年 1 月 1 日前に建造されるものは、2012 年 1 月 1 日以降

2.2 船舶には、当該船舶用の非常時曳航手順書を備えられなければならない。非常時曳航手順書は、緊急時の使用のため船上に備え置かなければならない。また、非常時曳航手順書は、船上で利用可能な既存の手順と設備に基づかなければならない。

2.3 手順書は以下のものを含まなければならない。

- .1 船首と船尾からの可能な非常時曳航を示す図
- .2 非常時曳航に使用できる船上設備のインベントリ
- .3 通信手段と手法
- .4 非常時曳航オペレーションを実施する準備を円滑にするためのサンプル手順